

令和8年度の年次報告（贈与税認定分）について（お知らせ）

- ・過年度に行った株式贈与について、年次報告書の提出をご予定されている方はよくあるお問合せや留意点をまとめましたので、該当箇所をご確認ください。

○手続の注意

- ・年次報告書の提出期限は、**原則、6月15日（消印有効）**です。
（贈与税の申告が、令和2年、3年であった場合は7月16日または15日。
令和7年であった場合は6月17日が提出期限となります。）
- ・6月前半は、特に提出受付や問合せが集中します。余裕をもってご準備の上、提出ください。
- ・静岡県の標準処理期間（確認書の通知発送までに要する日数）は、60日（補正指示期間は日数カウントから除外します。）です。

○よくあるお問合せ（提出時）

Q 書類は持参しても良いか

A 郵送、持参両方受け付けます。

Q 様式はどこに掲載しているか

A 全国一律の制度のため、中小企業庁のホームページからご入手ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.html
なお、年次報告書（様式11）は、令和6年4月改正版が最新のものとなります。

Q 返信先を申請者（事業者）ではなく、顧問税理士宛にしてもよいか

A 可能となりますが、誤送防止のため、封筒に対象事業者名を記載ください。

Q 返信用封筒には何円分の切手が必要か

A A4規格の書類を折らずに入れられる封筒を用意の上、50gを超える可能性があるため、それに見合った金額を貼付ください。
レターパック等、配達記録の残る封筒を推奨します。

Q 登記事項証明書はコピーでも良いか

A 登記事項証明書はコピー不可となります。原本を提出ください。

Q 決算関係書類、従業員証明書添付書類の枚数が多いが、全て必要か

A 固定資産台帳、勘定科目内訳書等も、一式提出が必要です。文字、数字の判別が可能な範囲で、両面コピーや集約印刷（2 in 1など）して差し支え有りません。

Q 複数同時申請する場合、添付書類はそれぞれ必要か

A 決算関係書類、従業員証明書添付書類、登記事項証明書などは、1部で構いません。
なお、添付書類については「写し」は不要です。

○留意点（書類作成）

※中小企業庁のホームページに、添付書類の解説と記載例が掲載されています。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.html

○よくある間違い

報告書 (様式)	<p>作成部数</p> <ul style="list-style-type: none">・認定ごとに作成が必要となります。先代から後継者2人が贈与を受けた場合や、複数人から贈与を受けた場合などは、それぞれ作成ください。 <p>報告基準期間</p> <p>< 1回目の場合 > 贈与認定申請基準日の翌日から、今年の報告基準日まで</p> <p>< 2回目以降の場合 > 前年の報告基準日の翌日から、今年の報告基準日まで（※1年間）</p> <ul style="list-style-type: none">・なお、同一の後継者が、贈与と相続の両方で認定を受けている場合や、複数年に贈与を受けた場合、年次報告の基準日も揃えることとなりますが、「最初の認定を受けた日」によって、揃え方が異なりますのでご注意ください。（次頁参照） <p>報告基準事業年度</p> <ul style="list-style-type: none">・上記の報告基準期間内に期末日を迎える事業年度となります。・1回目の場合、報告基準期間が1年と数ヶ月となるため、決算期が2期となる場合がありますので、ご注意ください。・なお、複数期となる場合は、「(別紙1) 特定資産等に係る明細表」は複数必要となります。それに伴い、決算関係書類等の添付書類も該当期分の用意が必要となります。 <p>(別紙1) 特定資産等に係る明細表</p> <ul style="list-style-type: none">・事業年度ごとに(別紙1)の明細表を作成下さい。認定申請事業年度が2期分になる場合には、表は2つ作成が必要です。・事業実態要件を満たす場合、明細表の欄(1)～(30)は記載不要です。但し、その他の欄(事業年度の期間、総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く)など)は記載が必要です。
定款の写し	<p>目的、発行可能株式総数、設置機関に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none">・登記事項証明書の記載事項と一致しているかご確認下さい。・疑義が有る場合、不一致事項に係る株主総会議事録等の提出をお願いする場合があります。
株主名簿の写し	<p>自己株式を保有する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・自己株式も株主名簿に記載下さい。各株主の保有株式数の和が、登記事項証明書記載の数と一致しているかご確認下さい。

(参考：中小企業庁ホームページ「令和4年9月1日改正のポイント」)

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.html

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

2022年9月1日に一部改正あり

【認定の有効期間・報告期間等について】

同一の後継者が複数の者より株式の承継を受ける一定の場合において、円滑化省令で規定する報告基準日等及び認定の有効期間（以下「円滑化省令基準日等」という。）と、租税特別措置法に規定する経営贈与報告基準日等及び経営贈与承継期間等（以下「措置法基準日等」という。）とが一致しない場合が生じたことから、これらを一致させるため所要の改正を行いました。

改正前

後継者ごとに、その会社の株式等について**最初に円滑化法の認定を受けた贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日**として考える。

改正後

後継者ごとに、その会社の株式等について**最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日**として考える。

※注意点

- ✓ 実務上、認定と税の申告期限が、ともに「①第一種承継、②第二種承継」という順番となる場合が多いと考えられ、この場合は、改正前後で決定される円滑化省令基準日等は変わらないと言えます。
- ✓ 第一種承継と第二種承継、または、複数の第二種承継が隣接した時期に実施された場合には、ご注意ください。**租税特別措置法と同様、最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日として考える**こととなります。税の申告期限が「①第二種承継、②第一種承継」の順番となることがあります。なお、認定は、第一種贈与・相続が先行する必要がある点に変更はありません。
- ✓ この点、**最初の円滑化法の認定を受けた日が2022年9月1日より前の場合は、従前どおり「旧」円滑化省令基準日等が適用されます**ので、ご注意ください。そのため、マニュアルを活用する際、2022年9月1日より前に認定を受けられた方は、「旧」円滑化省令基準日等となることも留意してください。

例

「旧」円滑化省令基準日等と、措置法基準日等が一致しない場合

例えば、先代から相続で承継を受け、その相続税の申告期限が災害等で延長された場合などにおいて、**後発で認定を受けた承継に係る税の申告期限が先行するケース**

